「児童虐待 | を知っていますか?

児童虐待とは、本来、子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者 その同居人など)が、子どもの身体や心を傷つけることをいいます。子 どもへの虐待は大きく次の4つに分類されますが、これらが重複してお こっていることが少なくありません。



身体的虐待

- ●首を絞める、殴る、蹴る、投げ落 とす
- ●逆さづりにする
- ◆けどをさせる
- ●おぼれさせる

心理的虐待

など ●戸外に閉め出す

- ◆大声や言葉による脅かし、強迫など
- ●無視したり、拒否したりする
- ●ほかのきょうだいとは著しく差別的な 扱いをする
- ●子どもの前で配偶者などにDV(暴 力や暴言など)をする など

ネグレクト(養育の怠慢・拒否)

- ●適切な衣・食・住の世話をしない
- ●病気になっても病院へ連れて行か
- ●家や車に長時間放置する
- ●家に閉じ込める
- ●同居人の虐待の放置

など

- 性的虐待
- ●性的ないたずらを強要する
- ●性的関係を強要する
- ●性器や性交を見せる
- ●ポルノグラフティの被写体にする

など

もしも…

自分が『虐待してる(?)』 と思ったら…

- ●気持ちを話してみてください。
- ●ひとりで抱え込まないで、気軽に 相談してください。

あの子が『虐待されている(?)』 と思ったら…

●迷わず、相談・通告をしてください。 ※通告はすべての国民の義務です(匿名 の通告でも受け付けます)。

■相談・連絡先

●子ども総合相談室 (本庁・子育て支援課内)

相談専用電話☎②0404

●牛深支所 (家庭児童相談室) **2**732111 ※虐待の相談以外にも応じています。

県中央児童相談所 **2**096 (381) 4451 ※夜間も対応しています。

[生命に危険がある場合などの緊急時] 天草警察署☎240110 牛深警察署☎732110

【問い合わせ先】本庁・子育て支援課(内線1407)

越しください 意欲の向上につなげる意味で す。子どもたちの今後の制作ら数多くの作品が展示されま 書写などの作品を展示する 第5回ポル では、 後5時まで。 とき = 11月7日 ®から同 ところ=天草宝島国際交流 この文化展には、 日回までの午前9時から 天草宝島国際交流会館ポル 多くの皆さんにご覧い ればと思います。 ルト2階・ 中学生の絵画 -文化展」

▼入館料=無料。 健康フェスタを 開催します 展示ホ 1 5 5

センタ

管内応募作品 (天草東保健福祉

ター展示

くりの推進と生活習慣を見直にあわせて、歯と口の健康づいい歯の日(11月8日余) るきっ

強します-文化展を 各学校 ぜひ を開 18 た ださい を開催します 談●くす 体脂肪・ ボリック症候群など)●食談(子育て・食生活・メタ 30分から同 小学生による歯科予防ポス 相談●禁煙相談コー 生活チェック●スト 紹介●糖尿病相談●健康相 体測定も行 骨密度測定●血管年齢測定 内容=●歯科診察・ ところ=栖本福祉会館。 身体測定(身長・体重・ ●歯こう染め出 フッ化物洗口 シング指導● 皆さん、 血圧。 り の 月 10 4時まで。 相談●高齢者 ます)●運動 乳幼児の身]] フ

募集期間=11月1

日金から

同20日必まで。

ツ

素塗布

歯科

ブラ

ター☎663355へお尋ね※詳細は天草東保健福祉セン 血 コ み)●国民健康保険コ 環境衛生コ ナの

「天草市健康フ 参加料は無料 日 午後1時 ぜひご参加く スタ」

助 3

の金の事業申請の回市民活動

F請を募集 野支援事業

2012.11.1 2

第5回ポル

|

促進や、 請を募集します。 て活動するNPOをはじめと くりを推進することを目的 る市民活動団体などの自立 市では、 「市民活動支援事業補助金」 平成24年度第3回事業由 市民との協働のまち 市民が主体となっ

ターぽぽらす☆38200※詳細も市男女共同参画セン 得できます。 の申請書に必要事項を記入他の支所担当課に備え付け どが地域の課題解決に向け 補助金の概要=NPOをは 深支所・総務振興課、 **申請方法=**市男女共同参画 て創意工夫する市民活動に じめとする市民活動団体な 一部を助成する。 同センター 認められる事業経費 ぽぽらすまたは牛 、なお、申青、シターへ提出して、を記入 か らも取 その

センタ

レス相

0)

11月9日金~同15日未

離れない』 出ない行かない

空気が乾燥して、火災が発生しやすくなるこの時季は、火の元や火の取り 扱いには十分気をつけて、火災予防に努めましょう。

「住宅防火 いのちを守る7つのポイント」

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいも のから離れた位置で使用す る。
- ガスこんろなどのそばを離 れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報 器を設置する。
- ●寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐ ために、防炎品を使用する。
- ◆火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ●お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制 をつくる。

【問い合わせ先】本庁・防災交通課(内線1232)

市政だより 天草 No.158 お知らせ版